

佐賀県規則第45号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を廃止する規則

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（令和元年佐賀県規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年7月10日から施行する。